

警察庁組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 長官官房</p> <p>（サイバーセキュリティ・情報化審議官）</p> <p>第二条の二 長官官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置く。</p> <p>2 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受け、警察庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。</p> <p>（審議官）</p> <p>第三条 長官官房に、審議官六人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（参事官）</p>	<p>第一章 長官官房</p> <p>（新設）</p> <p>（審議官）</p> <p>第三条 長官官房に、審議官五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（参事官）</p>

<p>第五条 長官官房に、参事官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七章 管区警察局 (管区警察局の内部部局)</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、総務監察部及び広域調整部に代え総務監察・広域調整部を置く。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第五条 長官官房に、参事官五人を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七章 管区警察局 (管区警察局の内部部局)</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、総務監察部及び広域調整部に代え総務監察・広域調整部を置く。</p> <p>3 (略)</p>
--	--